

定款

規程-3

約款

規程-7

普通保険約款

出産サポート給付金付3大疾病保障保険(有配当2016)普通保険約款 .. 規程-10

特約

リビング・ニーズ特約(2012)	規程-24
保険料口座振替扱特約	規程-28
保険料クレジットカード扱特約	規程-30
保険料団体扱特約(甲)	規程-31
保険料団体扱特約(乙)	規程-32

別表

別表

規程-33

お客様ID規程

規程-39

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

※2022年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）
でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイ
イータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡
ください。

定 款

(昭和22年5月2日制定)
(令和3年7月2日改正)

第1章 総 則

第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。
英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役、取締役会および監査役のほか、次の機関を置く。
 - 一 監査役会
 - 二 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 社 員

第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第7条 (社員の責任)

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第8条 (社員の権利義務の承継)

社員は、当社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第9条 (退社員の権利)

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

第3章 総代会

第10条 (総代会の組織)

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第11条 (総代の定数)

総代の定数は、200名とする。

第12条 (社員の選挙権およびその代理行使)

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第13条 (総代の任期)

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。
但し、原則として通算8年をこえることができない。

第14条 (欠員の場合の処置)

- 1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 (総代の選挙)

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票(以下「社員投票」という。)によることができる。
- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日(第2項の場合には投票締切日をいう。)の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。

5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第16条 (社員投票)

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第17条 (議決権およびその代理行使)

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当社に提出しなければならない。

第18条 (議長)

総代会の議長には社長が当り、社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第19条 (決議方法)

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第20条 (定時総代会の招集)

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

第21条 (臨時総代会の招集および招集請求権)

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めるときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第4章 総代候補者選考委員会

第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることができない。
- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第5章 評議員会

第25条（評議員会）

- 1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第6章 取締役および取締役会

第26条（員数）

当会社の取締役は、25名以内とする。

第27条（選任）

取締役は、総代会の決議によって選任する。

第28条（任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第29条（役付取締役および代表取締役）

- 1 取締役会の決議により、名誉会長、会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選

定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。

- 2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第30条（取締役会）

- 1 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第31条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第32条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第33条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第34条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第35条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 監査役および監査役会

第36条（員数）

当会社の監査役は、6名以内とする。

第37条（選任）

監査役は、総代会の決議によって選任する。

第38条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条（常任監査役および常勤の監査役）

- 1 監査役の互選により常任監査役を置くことができる。
- 2 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第40条（監査役会）

監査役会は、すべての監査役で組織する。

第41条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第42条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第43条（報酬等）

監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第44条（監査役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第8章 計 算

第45条（決算期日）

当社の決算期日は、毎年3月31日とする。

第46条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。
- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第47条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第48条（損失のてん補）

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第46条による処分をすることができない。

第9章 基 金

第49条（基金の総額）

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

第50条（基金拠出者の権利）

- 1 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当社は、基金の拠出者との合意により、そ

の期日の到来前に基金の償却を行うことがある。

- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第51条（基金の償却方法）

- 1 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第46条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第10章 雑 則

第52条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 令和元年7月2日付改正に関する経過措置
令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第50条関係
1 令和元年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
2 令和元年度に募集した基金が償却された時。
- 2 令和3年7月2日付改正に関する経過措置
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
(1)第50条関係
1 令和3年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
2 令和3年度に募集した基金が償却された時。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”
を記載しています。

約款をお読みいただく前に

■約款の構成

ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険の約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しております。

普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険は「出産サポート給付金付3大疾病保障保険（有配当2016）普通保険約款」が普通保険約款となります。

特約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・リビング・ニーズ特約（2012）＊ | ・保険料団体扱特約（甲） |
| ・保険料口座振替扱特約 | ・保険料団体扱特約（乙） |
| ・保険料クレジットカード扱特約 | |

*リビング・ニーズ特約は、出産サポート給付金付3大疾病保障保険に自動的に付加されます。

別表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表番号）』について表を活用し、まとめて記載したものです。
※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

〔例〕 出産サポート給付金付3大疾病保障保険（有配当2016）普通保険約款 第14条（保険料の払込）の規定の場合
（第3項以下は省略）

第14条

第14条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

（1）第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで

第2号

（2）第2回以後の保険料の払込期月
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

（1）第1回保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

（2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

出産サポート給付金付3大疾病保障保険（有配当2016） 普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付金支払回数等の定義

第1条 給付金支払回数等の定義

2. 死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金、特定不妊治療給付金、満期一時金

第2条 死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金

第3条 死亡保険金の削減支払

第4条 3大疾病保険金の支払による保険契約の消滅

第5条 出産給付金、特定不妊治療給付金

第6条 満期一時金

第7条 給付限度

3. 受取人

第8条 死亡保険金受取人、満期一時金の受取人

第9条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第10条 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金および特定不妊治療給付金の受取人

第2編 保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第11条 総則

5. 会社の責任開始期

第12条 会社の責任開始期

6. 契約締結時の書面

第13条 契約締結時の書面

7. 保険料の払込

第14条 保険料の払込

第15条 保険料の払込方法（経路）

第16条 保険料の一括払込または前納

第17条 払込期月内に保険料の払込がない場合

8. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第18条 請求の手続き

第19条 指定代理請求人による請求

第20条 保険金等の支払時期および支払場所

9. 保険契約上の保全取扱

第21条 保険料払込方法（回数）の変更

10. 保険契約者

第22条 保険契約者

第23条 保険契約者の住所の変更

11. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第24条 詐欺による取消

第25条 不法取得目的による無効

12. 告知義務および告知義務違反による解除

第26条 告知義務

第27条 告知義務違反による解除

第28条 保険契約を解除できない場合

13. 重大事由による解除

第29条 重大事由による解除

14. 解約

第30条 解約

15. 保険金等の受取人による保険契約の存続

第31条 保険金等の受取人による保険契約の存続

16. 払戻金

第32条 払戻金

17. 社員配当

第33条 社員配当金の割当

第34条 社員配当金の分配

18. 特別条件

第35条 特別条件

19. 保険金、給付金の支払に関する取扱

第36条 保険金、給付金の支払に関する取扱

20. その他

第37条 契約年齢の計算

第38条 契約年齢または性別の誤りの処理

第39条 時効

出産サポート給付金付3大疾病保障保険（有配当2016）

普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万が一の場合の保障と被保険者が悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の3大疾病に罹患した場合の保障を同時に確保することに加え、出産された場合または特定不妊治療を受けられた場合に出産サポート給付金（出産給付金、特定不妊治療給付金）をお支払いすることを目的としたものです。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 給付金支払回数等の定義

第1条（給付金支払回数等の定義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の定義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「給付金支払回数」

「給付金支払回数」とは、第5条（出産給付金、特定不妊治療給付金）および第7条（給付限度）の規定により支払われる出産給付金および特定不妊治療給付金の合計回数をいいます。

(2)「給付金支払合計額」

「給付金支払合計額」とは、第5条および第7条の規定により支払われる出産給付金および特定不妊治療給付金の合計額をいいます。

2. 死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金、特定不妊治療給付金、満期一時金

第2条（死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金）

1 この保険契約の保険金額は、300万円とします。

2 この保険契約の死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
(1) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

名称	支 払 事 由	支払額	受取人
(2) 3 大 疾 病 保 険 金	つぎの①から③までのいずれかに該当したとき ① 被保険者が責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） ② 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき （i）急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき （ii）急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表7）において手術（別表8）を受けたとき ③ 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中につぎのいずれかに該当したとき （i）脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき （ii）脳卒中（別表5）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表7）において手術（別表8）を受けたとき	保 険 金 額	被 保 険 者
(3) 上 皮 内 新 生 物 診 断 保 険 金	被保険者が責任開始時以後保険期間中に、責任開始時前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物（以下、「上皮内新生物等」といいます。）（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき	保 険 金 額 の 1 割	被 保 険 者

- 3 前項第2号①の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物（別表3）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、3大疾病保険金は支払いません。また、責任開始の日の前日以前に悪性新生物（別表3）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された悪性新生物（別表3）の再発・転移等と認められないときは、前項第2号①に定める支払事由に含まれます。
- 4 第2項第3号の規定にかかわらず、被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された上皮内新生物等（別表6）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、上皮内新生物診断保険金は支払いません。また、責任開始の日の前日以前に上皮内新生物等（別表6）と診断確定されておらず、かつ、90日経過後に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合で、90日以内に診断確定された上皮内新生物等（別表6）の再発・転移等と認められないときは、第2項第3号に定める支払事由に含まれます。
- 5 被保険者が責任開始時前に悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されており、保険契約者および被保険者がこの保険契約の締結の際にその事実を知らなかったときは、3大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の支払事由に該当していない場合に限り、責任開始の日からその日を含めて180日以内に保険契約者がこの保険契約の解除を申し出ることにより、会社は、すでに払い込まれたこの保険契約の保険料を保険契約者に払い戻します。
- 6 前項の規定は、第27条（告知義務違反による解除）または第29条（重大事由による解除）の規定によりこの保険契約が解除される場合には、適用しません。
- 7 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第2項第2号②（i）もしくは（ii）または同号③（i）もしくは（ii）に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 8 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として責任開始時以後に第2項第2号②（i）もしくは（ii）または同号③（i）もしくは（ii）に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について

- て保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
- (2) 検査(人間ドック、健康診断を含みます。)の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 9 3大疾病保険金を支払う前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、会社は、3大疾病保険金を支払いません。
- 10 3大疾病保険金が支払われた場合には、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 11 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 12 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きします。
- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前号の場合を除きます。)
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前2号の場合を除きます。)
- 13 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に第2項第2号②(i)または③(i)の診断を受けたときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして本条の規定を適用します。
- 14 第2項第2号に定める3大疾病保険金が支払われる場合で、3大疾病保険金を支払う前に第6条(満期一時金)に定める満期一時金の支払請求を受け、満期一時金が支払われたときは、第2項第2号に定める3大疾病保険金の支払額は、保険金額から支払われた満期一時金の金額と同額を差し引いた金額とします。

第3条(死亡保険金の削減支払)

前条(死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

第4条(3大疾病保険金の支払による保険契約の消滅)

3大疾病保険金が支払われた場合には、被保険者が第2条(死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金)第2項第2号に定める3大疾病保険金の支払事由に該当した時から、この保険契約は消滅したものとします。

第5条(出産給付金、特定不妊治療給付金)

- 1 この保険契約の出産給付金、特定不妊治療給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額		受取人
(1) 出産給付金	被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以後保険期間中に、子を出産(流産・死産は除きます。1以下、同じ。)したとき	出産給付金が支払われる 1回目の出産の場合	10万円	被保険者
		出産給付金が支払われる 2回目の出産の場合	30万円	
		出産給付金が支払われる 3回目の出産の場合	50万円	
		出産給付金が支払われる 4回目の出産の場合	70万円	
		出産給付金が支払われる 5回目以降の出産の場合	出産1回につき、 100万円	

備考

1. 出産(流産・死産を除きます。)
- 流産・死産とは、死児を娩出することをいい、死児とは、出産後においても心臓搏動、随意筋の運動および呼吸のいずれをも認めないものをいいます。
- また、多胎妊娠により複数の子を出産した場合は、それぞれの子について、第5条(出産給付金、特定不妊治療給付金)第1項第1号の規定を適用します。

名称	支払事由	支払額	受取人				
(2) 特定不妊治療給付金	<p>被保険者が責任開始の日からその日を含めて2年を経過した日以後保険期間中に、つぎの施術（以下、「特定不妊治療」といいます。）を受けたとき</p> <p>① 被保険者の妊娠を直接の目的とした、日本国内の病院または診療所（別表9）における施術であること</p> <p>② その施術が体外受精または顕微授精の治療過程で受けたつぎのいずれかであること （ア）採卵 （イ）胚移植（被保険者の卵子から作成した胚で行なわれる場合に限ります。）</p>	<table border="1"> <tr> <td>特定不妊治療給付金が支払われる1回目から6回目までの特定不妊治療の場合</td> <td>特定不妊治療1回につき、5万円</td> </tr> <tr> <td>特定不妊治療給付金が支払われる7回目から12回目までの特定不妊治療の場合</td> <td>特定不妊治療1回につき、10万円</td> </tr> </table>	特定不妊治療給付金が支払われる1回目から6回目までの特定不妊治療の場合	特定不妊治療1回につき、5万円	特定不妊治療給付金が支払われる7回目から12回目までの特定不妊治療の場合	特定不妊治療1回につき、10万円	被保険者
特定不妊治療給付金が支払われる1回目から6回目までの特定不妊治療の場合	特定不妊治療1回につき、5万円						
特定不妊治療給付金が支払われる7回目から12回目までの特定不妊治療の場合	特定不妊治療1回につき、10万円						

2 満期一時金が支払われた後に、前項に定める出産給付金または特定不妊治療給付金（以下、「出産給付金等」といいます。）の支払請求を受け、その出産給付金等が支払われる場合は、つぎの算式により計算された金額を出産給付金等として支払います。ただし、第2条（死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金）第14項の規定が適用される場合は、本項の規定は適用しません。

前項第1号または第2号に定め $\text{その出産給付金等が支払われる場合の次条}$ $+$ (満期一時金) に定める満期一時金の金額と $-$ 支払われた満期一時金の金額と同額 となる出産給付金等の支払額

3 前項に該当する出産給付金等の支払請求が複数ある場合は、それらの支払請求を受け、支払われる出産給付金等について、前項の規定を適用します。この場合、前項中「前項第1号または第2号に定める出産給付金等の支払額」とあるのを「前項第1号または第2号に定める出産給付金等の支払額の合計」と読み替えます。

4 この保険契約の解約払戻金または責任準備金が支払われた場合、つぎの各号のとおり読み替え、前2項の規定を適用します。

(1) 解約払戻金支払われた場合

第2項中「満期一時金」とあるのは「解約払戻金」と、「次条（満期一時金）」とあるのは「第32条（払戻金）」と読み替えます。

(2) 責任準備金支払われた場合

第2項中「満期一時金」とあるのは「責任準備金」と、「次条（満期一時金）」とあるのは「第32条（払戻金）」と読み替えます。

5 保険契約の見直しに関する特約によってこの保険契約が見直された場合、第2項中「満期一時金が支払われた後」とあるのは「保険契約の見直しに関する特約によってこの保険契約が見直された後」と、「その出産給付金等が支払われる場合の次条（満期一時金）に定める満期一時金の金額と同額」とあるのは「その出産給付金等が支払われる場合の第32条（払戻金）の規定に定める責任準備金の金額と同額」と、「支払われた満期一時金の金額と同額」とあるのは「保険契約の見直しに関する特約に定める見直し前契約の見直し価格に関する規定による見直し価格の計算に用いた責任準備金の金額と同額」と読み替え、第2項および第3項の規定を適用します。

第6条（満期一時金）

この保険契約の満期一時金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
満期一時金	<p>保険期間満了時に被保険者が生存していたとき。</p> <p>ただし、本条の支払額の算式によって計算される金額が0円以下となる場合は、満期一時金は支払わないものとします。</p>	<p>① 保険期間が10年の場合 100万円 + 5,000円 × 給付金支払回数 - 給付金支払合計額</p> <p>② 保険期間が15年の場合 150万円 + 5,000円 × 給付金支払回数 - 給付金支払合計額</p> <p>③ 保険期間が20年の場合 200万円 + 5,000円 × 給付金支払回数 - 給付金支払合計額</p>	保険契約者

第7条（給付限度）

- この保険契約により上皮内新生物診断保険金が支払われる限度は1回とします。
- この保険契約により特定不妊治療給付金が支払われる限度は12回とします。

3. 受取人

第8条（死亡保険金受取人、満期一時金の受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。
- 6 満期一時金の受取人は、保険契約者以外への変更は取り扱いません。

第9条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人、満期一時金の受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第10条（3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金および特定不妊治療給付金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第2条（死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金）第2項および第5条（出産給付金、特定不妊治療給付金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金および特定不妊治療給付金の受取人とします。
- 2 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金および特定不妊治療給付金の受取人は、第2条第2項および第5条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、上皮内新生物診断保険金、出産給付金または特定不妊治療給付金（以下、「上皮内新生物診断保険金等」といいます。）については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします。ただし、上皮内新生物診断保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第19条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が上皮内新生物診断保険金等を支払った場合には、その後重複してその上皮内新生物診断保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第2編 保険契約の取扱に関する規定

4. 総則

第11条（総則）

- 1 本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。
- 2 前項の場合、本編または付加している特約にとくに規定がないときは、本編の規定はその特約を含んだ保険契約としての規定とします。

5. 会社の責任開始期

第12条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第26条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付その他の方法により、承諾の通知を行ないます。

6. 契約締結時の書面

第13条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（電磁的方法¹による場合を含み、以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金、給付金、満期一時金（以下、「保険金等」といいます。）の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金等の額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

7. 保険料の払込

第14条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約の消滅（第24条（詐欺による取消）または第25条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。次項において同じ。）により保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、保険契約の消滅により保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。）に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金等およびその他の支払うべき金額をいいます。）

備考

1. 電磁的方法

第13条（契約締結時の書面）、第26条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

から差し引きます。

- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。

第15条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りま
- す。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
 - (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
 - (3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
 - (2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第16条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) (ア)の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 年払契約の場合
 - (ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
 - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料前納期間の終了した場合は保険料の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第17条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

- 1 保険料の払込が第14条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第23条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金等の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金等およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金等を支払いません。

8. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第18条（請求の手続き）

- 1 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金等の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金等を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人でない場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間満了の日の翌日に保険契約者から満期一時金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める死亡保険金ま

たは3大疾病保険金の支払事由が生じた旨の通知が保険期間満了の日の翌日までになされた場合は、本項の取扱は行ないません。

- 4 会社が保険契約者に満期一時金（満期一時金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。）を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が生じていたときには、会社は満期一時金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。この場合、死亡保険金が支払われることとなるときは、会社は死亡保険金受取人に死亡保険金を支払います。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第8条（死亡保険金受取人、満期一時金の受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第9条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）次条（指定代理請求人による請求）に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金、特定不妊治療給付金または満期一時金の請求
 - （4）第21条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - （5）第22条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - （6）第30条（解約）に定める解約
 - （7）第31条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
 - （8）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （9）社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金等の支払を除きます。）

第19条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金、特定不妊治療給付金および満期一時金（以下、本条において「3大疾病保険金等」といいます。）の受取人が法人である場合を除きます。
 - （1）つぎの範囲内の者
 - （ア）被保険者の戸籍上の配偶者
 - （イ）被保険者の直系血族
 - （ウ）被保険者の兄弟姉妹
 - （エ）前（イ）（ウ）のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - （2）前号のほか、つぎの範囲内の者で、3大疾病保険金等の受取人のために3大疾病保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたと者
 - （ア）被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - （イ）被保険者の財産管理を行なっている者
 - （ウ）死亡保険金受取人
 - （エ）その他前（ア）から（ウ）までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、3大疾病保険金等の受取人（満期一時金の場合は、保険契約者と被保険者が同一人であるときに限ります。）が3大疾病保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の3大疾病保険金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、3大疾病保険金等の受取人の代理人として3大疾病保険金等の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が3大疾病保険金等を3大疾病保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその3大疾病保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に3大疾病保険金等の受取人を第3項に定める3大疾病保険金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、第27条（告知義務違反による解除）第4項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第20条（保険金等の支払時期および支払場所）

- 1 保険金等は、第18条（請求の手続き）に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第18条第3項本文の場合、前項中「第18条（請求の手続き）に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ない（ただし、第18条第3項本文の場合を除きます。）。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第18条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この普通保険約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無

- (2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) この普通保険約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第29条(重大事由による解除)第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第18条に定める保険金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金等を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 7 保険期間満了時までに出産給付金等の支払請求を受け、保険期間満了時においてその出産給付金等が支払われていない場合は、第1項、第3項および第4項の規定にかかわらず、満期一時金を支払うべき期限は、第1項、第3項または第4項に定める満期一時金を支払うべき期限とその出産給付金等を支払うべき期限のいずれか遅い日とします。この場合、会社は、満期一時金を請求した者に通知します。
- 8 第18条第5項第9号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第31条(保険金等の受取人による保険契約の存続)に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第31条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

9. 保険契約上の保全取扱

第21条(保険料払込方法(回数)の変更)

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法(回数)を相互に変更することができます。

10. 保険契約者

第22条(保険契約者)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第23条(保険契約者の住所の変更)

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第24条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第25条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

12. 告知義務および告知義務違反による解除

第26条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第27条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第22条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金等の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約が解除され、かつ、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本項において同じ。）以後に保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合
解除された日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号以外の場合
解除された日の直前の月ごと応当日の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第28条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第26条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じているとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第26条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

13. 重大事由による解除

第29条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。）または保険金等の受取人がこの保険契約の保険金等を詐取する目的または第三者に保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

備考

1. 電磁的方法

第13条（契約締結時の書面）、第26条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (エ) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金等の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由については、保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その保険金等の受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定による解除については、第27条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金等を支払わないときは、支払わない保険金等に対応する部分については第27条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

14. 解約

第30条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

15. 保険金等の受取人による保険契約の存続

第31条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときで、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
 - (1) 保険金等を支払うことにより保険契約が消滅するとき
 - (2) 出産給付金等を支払うとき

16. 払戻金

第32条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数、給付金支払回数および給付金支払合計額により計算します。

17. 社員配当

第33条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または保険金等の支払により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約（前号に該当する場合は除きます。）
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行な

うことがあります。

第34条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
 - （1）その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
 - （2）前号の規定により積み立てた社員配当金は、保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金等の支払により保険契約が消滅するときは保険金等とともに保険金等の受取人に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金等を支払うときは保険金等とともに保険金等の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 4 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
 - （1）保険契約が消滅したときに支払う方法
 - （2）会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

18. 特別条件

第35条（特別条件）

- 1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。
 - （1）保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときまたは第2条（死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金）第2項第2号に定める3大疾病保険金の支払事由もしくは同項第3号に定める上皮内新生物診断保険金の支払事由に該当したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金、3大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - （2）特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、第32条（払戻金）の規定を適用して計算し、保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

19. 保険金、給付金の支払に関する取扱

第36条（保険金、給付金の支払に関する取扱）

- 1 第30条（解約）および第31条（保険金等の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第2条（死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金）第2項または第5条（出産給付金、特定不妊治療給付金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）解約がなされず、保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金または特定不妊治療給付金が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなします。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - （ア）死亡保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第2条第2項第1号に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - （イ）3大疾病保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の3大疾病保険金の受取人に3大疾病保険金を支払います。ただし、第2条第2項第2号に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
 - （ウ）上皮内新生物診断保険金が支払われる場合
会社は、解約された時の上皮内新生物診断保険金の受取人に上皮内新生物診断保険金を支払います。
 - （エ）出産給付金等が支払われる場合
 - （i）会社は、解約された時の出産給付金等の受取人につぎの算式により計算された金額を出産給付金等として支払います。
$$\text{第5条第1項第1号または第2号に定める出産給付金等の支払額} + \text{32条（払戻金）に定める解約払戻金の金額} - \text{支払われた解約払戻金の金額と同額}$$
 - （ii）前（i）の出産給付金等の支払請求が複数ある場合、または、前（i）の出産給付金等の支払請求以外に第5条第4項に該当する出産給付金等の支払請求がある場合は、第5条第4項の規定にかかわらず、それらの支払請求を受け、支払われる出産給付金等について、前（i）の規定を適用します。この場合、前（i）中「第5条第1項第

- 1号または第2号に定める出産給付金等の支払額」とあるのを「第5条第1項第1号または第2号に定める出産給付金等の支払額の合計」と読み替えます。
- (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 第1号の支払うべき金額が前号により差し引く金額に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - (4) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
 - (5) 解約された時の上皮内新生物診断保険金等の受取人が死亡したときは、第10条（3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、出産給付金および特定不妊治療給付金の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 2 第31条第1項に定める債権者等による保険契約の解約が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前項の規定は適用しません。

20. その他

第37条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社は、保険契約の取消を行なうことができるものとし、

第39条（時効）

保険金等、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

備考

1. 電磁的方法

第13条（契約締結時の書面）、第26条（告知義務）および第38条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

リビング・ニーズ特約（2012）目次

この特約の趣旨

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 特約保険金
- 第2条 特約保険金の削減支払
- 第3条 特約保険金の受取人

- 第8条 払戻金
- 第9条 特約の社員配当金

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 会社の責任開始期
- 第6条 指定代理請求人による請求
- 第7条 特約の消滅

3. 特則

- 第10条 主契約に特別条件が適用された場合の特則
- 第11条 主契約が逡増定期保険契約の場合の特則
- 第12条 主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則
- 第13条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

リビング・ニーズ特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金の受取人の請求により、死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付に関する規定

第1条（特約保険金）

- 1 この特約の特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額のうち特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、第3項に定める特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者の故意 ii) 被保険者の故意 iii) 指定代理請求人の故意

- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求に関する規定に定める必要書類が会社に到達しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。

- 3 第1項の規定にかかわらず、前項の必要書類が会社に到達した日（以下、「特約保険金の請求日」といいます。）が主契約の保険期間の満了（主約款の保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合および主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合（以下、これらの場合を「更新・変更」といいます。）を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

- 4 第1項の指定保険金額の指定については、会社の定める範囲内で取り扱います。

- 5 前項に定めるほか、この特約の被保険者と被保険者が同一である会社の定める他の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。（以下、この場合の会社の定める他の保険契約を「他契約」といいます。）

- (1) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本項において同じ。）が指定した保険金額を指定保険金額とします。
- (2) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額を指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、特約保険金の受

取人が指定した保険金額を指定保険金額とします。

この特約および特約保険金の請求日を同一
会社の定める金額 × 特約保険金の受取人が指定した保険金額 ÷ とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額

- (3) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、指定保険金額の上限とします。
- 6 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。
- 7 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 8 特約保険金の支払前に被保険者が死亡しているときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 9 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金（3大疾病保障保険契約および出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の上皮内新生物診断保険金ならびに新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約の特定疾病診断保険金を除きます。以下、本項および次項において同じ。）の請求を受け、主約款に定める保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 10 主約款に定める保険金が支払われた場合には、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 11 主約款の保険契約者に対する貸付に関する規定により保険契約者に対する貸付が行なわれている場合には、会社は、会社が支払うべき金額から、会社の定める計算方法により、その元利金を差し引きます。
- 12 特約保険金が支払われることにより、主約款の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定が適用される主契約については、当該規定の適用にあたって、特約保険金の請求日から6か月を経過した日を当該規定中の保険料の全部または一部の払込を要しなくなった事由の生じた日として取り扱います。

第2条（特約保険金の削減支払）

前条（特約保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項に定める支払事由に該当した場合で、その原因により前条第1項に定める支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額分に対応する責任準備金を下回ることはありません。

第3条（特約保険金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（特約保険金）第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
- 2 特約保険金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、会社の定める主契約の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。
- 2 主契約の更新・変更の際し、主契約に付加されているこの特約は、引き続き、更新・変更後の主契約に付加されます。

第5条（会社の責任開始期）

会社は、この特約を付加する主契約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第6条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) つぎの範囲内の者
- (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 被保険者の直系血族
- (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
- (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、特約保険金の受取人のために特約保険金を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者
- (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
- (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
- (ウ) 死亡保険金受取人
- (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を指定する場合は、この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なる

った指定をすることはできません。また、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。

- 4 主約款の請求の手続きに関する規定に定める特約保険金の受取人による請求の規定にかかわらず、特約保険金の受取人が特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の特約保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたとときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。
- 5 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 6 第4項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約保険金の受取人を第4項に定める特約保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第7条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条（特約保険金）に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第8条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第9条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

3. 特則

第10条（主契約に特別条件が適用された場合の特則）

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法が適用されている主契約の場合で、保険金削減の期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、指定保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が第1条（特約保険金）第1項の支払事由に該当したときは、本条の規定は適用しません。

第11条（主契約が逡増定期保険契約の場合の特則）

主契約が逡増定期保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約保険金）第1項の支払額の規定中、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額」とあるのは、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額（主契約が逡増定期保険契約の場合は第3項に定める特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額。以下、同じ。）」と読み替えます。
- (2) 第1条第7項中、「指定保険金額分」とあるのは、「指定保険金額分（主契約が逡増定期保険契約の場合は指定保険金額に対応する基本保険金額分。以下、同じ。）」と読み替えます。

第12条（主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合の特則）

主契約が出産サポート給付金付3大疾病保障保険契約の場合で、この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一であるときには、第1条（特約保険金）第5項第2号の規定にかかわらず、主契約の保険金額を指定保険金額とします。

第13条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられている場合で、それらの保険契約について、この特約が付加される保険契約（以下、本条において「付加契約」といいます。）があるときは、つぎのとおりとします。ただし、各付加契約の保険期間の満了（各付加契約が更新・変更される場合を除きます。）前1年間は、その付加契約については本条の規定を適用しません。

- (1) 付加契約に付加されているこの特約について特約保険金の請求があったときは、すべての付加契約について特約保険金の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 第1条（特約保険金）第1項に定める死亡保険金額は、各付加契約の死亡保険金額を合算した金額とします。
- (3) 付加契約に3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約、介護保障保険契約または新3大疾病保障保険（死亡保障100%型）契約がある場合には、前2号の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (ア) 付加契約に3大疾病保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、3大疾病保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保障保険金の請求を受け、3大疾病保障保険金が支払われるとき
 - ② 3大疾病保障保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
 - (イ) 付加契約に身体障害保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、身体障害保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、身体障害保障保険金の請求を受け、身体障害保障保険金が支払われるとき

- ② 身体障害保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (ウ) 付加契約に介護保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、介護保障保険契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、介護保険金の請求を受け、介護保険金が支払われるとき
- ② 介護保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (エ) 付加契約に新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)契約の死亡保険金は含みません。
- ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保険金の請求を受け、3大疾病保険金が支払われるとき
- ② 3大疾病保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (4) 第1条第1項に定める金額の指定にあたっては、会社の定める範囲内で、各付加契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。
- (5) 各付加契約の指定保険金額は、会社の定める範囲内で、前号で指定する金額を基準として、特約保険金の請求日における各付加契約の死亡保険金額の割合に応じて、各付加契約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (6) 第1条第5項の規定にかかわらず、付加契約に付加されているこの特約(以下、「この特約」といいます。)の被保険者と被保険者が同一である他契約(付加契約は含まれません。以下、同じ。)にリビング・ニース特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。
- (ア) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 この特約の特約保険金の受取人(指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本号において同じ。)が前号の規定にもとづき指定した金額を、各付加契約の指定保険金額とします。
- (イ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額が第4号で指定された金額であったものとして、前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、この特約の特約保険金の受取人が前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。
- $$\text{会社の定める金額} \times \frac{\text{この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額}}{\text{この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額}}$$
- (ウ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、第4号で指定する金額の上限とします。
- (7) 特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第3条(特約保険金の受取人)第1項中「主契約の満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。)」および死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのは、「特定契約の満期保険金受取人(特定契約に満期保険金がある場合に限り。この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。)、特定契約の年金受取人(特定契約に年金がある場合に限り。この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。)」および特定契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。
- (8) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - （1）保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - （2）保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 6 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 2 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 4 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （2）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - （3）保険料の前納が行なわれたとき

(4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。

2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（甲）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- （1）保険契約者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- （2）保険契約者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）保険契約者が団体を脱退したとき
 - （2）団体取扱契約（甲）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（特約適用の取扱）

第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、事業保険扱特約（甲）付保険契約の被保険者（以下、「事業保険被保険者」といいます。）およびその保険契約者たる団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける保険契約者（以下、「個別保険契約者」といいます。）の合計数（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じ。）が20人以上となり、かつ、それらの保険契約の保険料を一括して払い込む場合には、保険契約者から団体を通じて申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、この特約を適用します。この場合、第3条（保険料率）の「保険契約者数」は「事業保険被保険者と個別保険契約者との合計数」と読み替えます。

第9条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（乙）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。ただし、特に団体との取りきめによって、個々に領収証を発行することがあります。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 死亡保険金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第2条、第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 [官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて(注)もご覧ください。]
2. 3大疾病保険金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第2条) 上皮内新生物診断保険金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 3大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 3大疾病保険金または上皮内新生物診断保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 出産給付金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者が出産した子の戸籍抄本 (3) 被保険者の住民票 (4) 出産給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 出産給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 特定不妊治療給付金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による特定不妊治療を受けた病院または診療所の特定不妊治療証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特定不妊治療給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定不妊治療給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 満期一時金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 特約保険金 (リビング・ニース特約第1条、第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 指定代理請求人による請求 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第19条) (リビング・ニース特約第6条)	(1) 代理請求の対象となる保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる保険金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
8. 死亡保険金受取人の変更 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
9. 遺言による死亡保険金受取人の変更 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 指定代理請求人の指定・変更指定 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第19条) (リビング・ニース特約第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険料払込方法(回数)の変更 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 保険契約者の変更 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 解約 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 保険金等の受取人による保険契約の存続 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
15. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支 払金 (出産サポート給付金付3大疾病保障保険 普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。) ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04

別表3 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>（C43~C44）のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(注) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が公表され、新たな版における新生物の性状を表す第5桁コードによれば対象となる悪性新生物に分類される疾病がある場合その他これと同等の事情が認められる疾病がある場合には、とくに会社が必要と認めたときは、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表4 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表5 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表6 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）のうち 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞ 上皮内新生物＜腫瘍＞	C44 D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

- (1) 皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞（C44）

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

- (2) 上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が公表され、新たな版における新生物の性状を表す第5桁コードによれば対象となる上皮内新生物等に分類される疾病がある場合その他これと同等の事情が認められる疾病がある場合には、とくに会社が必要と認めたときは、その疾病を対象となる上皮内新生物等に含めることがあります。

別表7 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術
②開胸術
③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術

別表9 病院または診療所

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

お客様 I D 規程

お客様 I D とパスワードの発行や、各種サービスの利用についてのとりきめを記載しています。

※2022年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
変更後の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) でご覧いただけます。また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

お客様ID規程

(2022年4月2日改定)

お客様ID規程の趣旨

お客様ID規程は、つぎの各号に関して定めたものです。

- (1) お客様IDとパスワードの発行
保険契約者等が締結している保険契約等のうち、日本生命保険相互会社（以下、「会社」といいます。）が定める保険契約等（以下、「本規程適用契約」といいます。）をとりまとめて保険契約者等にお客様IDとパスワードを発行します。
- (2) 各種サービスの利用
お客様IDとパスワードが発行された保険契約者等は、会社が定める場合に本規程に定める各種サービス（以下、「各種サービス」といいます。）を利用することができます。

第1編 お客様IDの発行に関する規定

第1条（お客様IDの発行）

- 1 お客様IDは、保険契約者等が保険契約を締結するとき（保険契約者変更等により新たに保険契約者等になる場合を含みます。）等に発行を申し込むことができます。
- 2 会社が前項の申込を承諾した場合には、本規程適用契約をとりまとめて保険契約者等にお客様IDを発行します。
- 3 本規程に定める保険契約者等とは、会社所定の要件を満たすつぎの各号に定める者をいいます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - (3) 年金開始後の年金受取人
 - (4) 保障内容の変更取扱に関する特則に定める承継保険契約者
 - (5) 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
- 4 保険契約者等は、お客様IDの発行申込時に、会社との取引のために会社指定の金融機関等の口座（以下、「取引口座」といいます。）を届け出るものとします。ただし、保険契約者等が法人の場合その他会社が定める場合を除きます。
- 5 会社が定める場合には、保険契約者等に金銭を支払うときに、取引口座に振り込む方法によって行うことがあります。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 6 保険契約者等または保険契約によっては、つぎの各号に定める取扱の全部または一部が適用されない場合があります。
 - (1) 第2条（パスワードの登録）に定める取扱
 - (2) 第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）に定める取扱
 - (3) 第4条（会社所定の専用端末による取引）に定める取扱
 - (4) 第5条（電話による取引）に定める取扱

第2条（パスワードの登録）

- 1 会社がお客様IDの発行を承諾した場合には、保険契約者等に会社が付与した仮パスワードを発行します。
- 2 前項のほか、保険契約者等の申出により会社は仮パスワードを発行します。仮パスワード発行後は、既に登録されているパスワードがあっても、これを無効とします。
- 3 保険契約者等は、前2項の規定により発行された仮パスワードを用いて、会社が定める方法によりパスワードを登録することを要します。保険契約者等は、生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号をパスワードとして登録してはならないものとし、会社は、登録されているパスワードが生年月日、電話番号、住所の番地、お客様IDまたは同数字等他人が容易に推測できる番号であると判断した場合は、保険契約者等にその旨を連絡します。この場合、保険契約者等は会社が定める方法によりパスワードを変更することを要します。パスワードの変更が行われない場合は、会社は第3条から第5条に定めるパスワードを使用した取引（以下、「お客様IDによる取引」といいます。）を停止することがあります。

パスワードの登録が行われない場合はお客様IDによる取引ができません。
- 4 保険契約者等が、会社の定める方法により事前にメールアドレスを登録した場合には、第3条第3項および第4条第2項に定めるメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 5 保険契約者等は、事前に登録したメールアドレス（以下、「登録メールアドレス」といいます。）に変更が生じたときは、ただちに会社に通知してください。
- 6 パスワード、仮パスワードおよび登録メールアドレスは、保険契約者等が他人に知られないよう責任をもって管理するものとします。

第2編 お客様IDによる取引に関する規定

第3条（パソコンまたは携帯電話等による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によって

は、保険契約者等が金額等を送信することを要します。

- (1) 保険契約貸付の請求および元金金の返済
 - (2) 積立配当金、据置支払となった保険金等（以下、「据置保険金」といいます。）の支払請求
 - (3) 会社の定める年金の種類の変更、年金支払期間の変更、年金の一括支払、年金の請求および第1回年金支払日の変更
 - (4) 会社の定める保険料の払込、保険料払込方法（経路）の変更および指定口座等の変更
 - (5) その他会社の定める取引
- 2 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および会社が発行する所定の番号（以下、「所定の番号」といいます。）を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則、リビング・ニース特約等の付加
 - (2) 定期保険等の更新等の手続
 - (3) 解約、保険金額・年金額・給付金額・給付日額の減額等の請求
 - (4) 払済保険への変更請求
 - (5) 特約変更の申込
 - (6) その他会社の定める取引
- 3 前2項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、前条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき、パソコンまたは携帯電話等から会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 4 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が第1項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 5 パソコンまたは携帯電話等による取引の支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。
- 6 パソコンまたは携帯電話等による取引で、会社が保険契約者等に金銭を支払うときは、取引口座に振り込む方法によって行います。振込が不能な場合は、会社の定める方法によります。
- 7 第1項から第3項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。
- 8 故障等により、パソコンまたは携帯電話等による取引ができないときは、第4条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。

第4条（会社所定の専用端末による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、会社所定の専用端末（以下、「専用端末」といいます。）を使用して、つぎの取引ができます。なお、取引によっては、保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワードおよび保険契約者等の生年月日の月日を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定める前条第1項第1号から第5号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (2) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびにパスワード、保険契約者等の生年月日の月日および所定の番号を送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定める前条第2項第1号から第6号に定める取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - (3) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い、パスワードを入力することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。
 - ① 保険金等の受取人の変更
 - ② 指定代理請求人の指定、変更指定
 - ③ その他会社の定める取引
- 2 前項に定めるほか、第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、第2条第4項の規定によりメールアドレスを登録した場合には、会社の定める基準にもとづき専用端末を使用してつぎのとおりメールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- (1) 専用端末から、会社のインターネットホームページにアクセスし、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、ならびに保険契約者等のカナ氏名、生年月日、および登録メールアドレスを送信すること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
 - (2) 専用端末から、専用システムにより、その指示に従い手続きすること等、会社の定める方法により、メールによる仮パスワードの発行を申し出ることができます。
- 3 故障等により、専用端末による取引ができないときは、前条または第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 4 前3項に定めるほか、前条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、前条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「専用端末による取引」と読み替えます。

第5条（電話による取引）

- 1 第1条第4項の規定により取引口座を届け出た保険契約者等は、電話を使用して、その指示に従い、お客様IDまたは保険契約を特定する番号、およびパスワードを送信することにより、本規程適用契約について、会社の定める方法により、会社の定める契約について、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
 - (1) 保険契約貸付の請求
 - (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求
 - (3) その他会社の定める取引
- 2 故障等により、電話による取引ができないときは、第3条または前条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 3 前2項に定めるほか、第3条第4項から第7項の規定を準用します。この場合、第3条の「パソコンまたは携帯電話等による取引」は「電話による取引」と読み替えます。

第6条（手数料）

本規程に定める取引、その他会社の定める場合について、所定の手数料をいただくことがあります。

第7条（保険契約貸付についての細則）

- 1 保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときは、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則に定めるほか、つぎのとおり取り扱いいます。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱いいます。
 - (1) 貸付金の利息は会社の定める利率により複利で計算し、1年未満の期間についての利息は年365日の日割りで計算します。
 - (2) 前号の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から既貸付および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。ただし、無配当年金保険（予定利率変動型）については、5年ごとの契約応当日に予定利率に応じて見直しを行います。この場合、5年ごとの契約応当日から変更後の利率を適用します。
- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き前項の規定が適用されます。

第3編 お客様IDの取扱に関する規定

第8条（情報の利用）

- 1 会社は、本規程が適用されている保険契約者等について、保険契約の内容、お客様ID発行申込書記載事項、その他の知り得た保険契約者等の情報について、会社が定める「個人情報保護方針」に則り取扱うものとします。
- 2 会社は、各種サービスの提供を行うため、グループ会社や提携会社等に保険契約者等の情報を提供することがあります。

第9条（複数の本規程適用契約がある場合の取扱）

複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、第3条から第5条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。

第10条（保険契約の追加等の場合の取扱）

本規程が適用されている保険契約者等が、新たに会社と保険契約を締結した場合（保険契約者変更等により新たに保険契約者となる場合等を含みます。）、会社の定める基準により、当該保険契約についても本規程適用契約に追加します。

第11条（お客様IDの消滅等）

- 1 保険契約の消滅（年金開始後に、年金開始日前の保険契約者以外の者が年金受取人になった場合や、継続サポート年金支払期間開始後に、継続サポート年金支払期間前の保険契約者以外の者が継続サポート年金の受取人になった場合等を含み、会社の定める保険契約に見直しを行うことにより消滅する場合等を除きます。）または保険契約者の変更等により、本規程適用契約がすべて消滅したとき、または保険契約者等が死亡したときには、お客様IDは消滅し、以後、本規程に定める各種サービスを利用することはできません。
- 2 前項に定める場合のほか、保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ申し出たときには、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引または電話による取引を停止することがあります。

第12条（会社の免責）

- 1 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 2 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 3 第3条から第5条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、パソコンまたは携帯電話等、専用端末、電話の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様ID、パスワード、仮パスワード、登録メールアドレスまたは取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。

- 4 第3条第1項および第4条第1項第1号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号および第4号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、または保険契約者等の生年月日の月日に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード
 - (4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日
- 5 第3条第2項および第4条第1項第2号に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、パスワード、保険契約者等の生年月日の月日、または所定の番号に、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード
 - (4) 会社が受信した生年月日の月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日の月日
 - (5) 会社が受信した所定の番号と会社が発行した所定の番号
- 6 第3条第3項および第4条第2項第1号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、つぎの第1号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号、第3号、第4号および第5号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容としてメールによる仮パスワードの発行を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、保険契約者等のカナ氏名、生年月日、または登録メールアドレスに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したカナ氏名と会社に登録されている保険契約者等のカナ氏名
 - (4) 会社が受信した生年月日と会社に登録されている保険契約者等の生年月日
 - (5) 会社が受信したメールアドレスと会社に登録されているメールアドレス
- 7 第4条第1項第3号に定める取引を行う場合で、会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワードについて一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、パスワードに不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 8 第4条第2項第2号に定めるメールによる仮パスワードの発行の申出があった場合で、会社が、過失なく本人確認を行ったにもかかわらず、その申出が本人以外の者による申出であったときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 9 第5条に定める取引を行う場合で、会社が、つぎの第1号および第3号についてそれぞれ一致を確認し、もしくは第2号および第3号についてそれぞれ一致を確認し、受信内容を保険契約者等の請求内容として取引を行ったときには、お客様ID、保険契約を特定する番号、またはパスワードに、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- (1) 会社が受信したお客様IDと会社が発行したお客様ID
 - (2) 会社が受信した保険契約を特定する番号と会社が指定した保険契約を特定する番号
 - (3) 会社が受信したパスワードと会社に登録されているパスワード

第4編 終身保険（有配当2012）等の発売前の保険契約の取扱に関する規定

第13条（会社所定のカードの取扱）

- 1 有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、「有配当終身保険契約等」といいます。）の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社所定のカードを会社の本店または会社の指定した窓口に掲示し、登録されているパスワードを入力することにより、会社の定める本人を証明する資料の提出に代えることができます。ただし、会社の定める営業時間内に限ります。
- 2 保険契約者等は、貸与された会社所定のカードについて、他人に使用されないよう責任をもって管理するものとします。

第14条（自動取引機による取引）

- 1 有配当終身保険契約等の保険契約者等のうち、会社所定のカードを貸与された保険契約者等は、会社の自動取引機および会社が指定した提携先の自動取引機（以下、「取引機」といいます。）を設置した場所においては、取引機に会社所定のカードを挿入し、取引機の指示に従い、パスワードを送信することにより、本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、会社の定める方法により、その適用される約款に定めるつぎの取引およびその他会社の定める取引ができます。ただし、第2条第3項の規定によりパスワードの登録が行われない場合は、取引はできません。なお、取引によっては保険契約者等が金額等を送信することを要します。
- (1) 保険契約貸付の請求および元利金の返済
- (2) 積立配当金、据置保険金の支払請求

- (3) 会社の定める保険料の払込
- (4) その他会社の定める取引
- 2 第6条の規定により手数料をいただく場合は、保険契約者等が前項に基づいて指定した金額と手数料の金額との合計を取引金額とします。
- 3 取引機による支払額の単位、1回あたりおよび1日あたりの支払限度額は会社所定の金額になります。
- 4 第1項の取引は、会社の定める取引時間内に限ります。
- 5 故障等により、取引機による取引ができないときは、第3条から第5条に定める方法、または請求書等による方法で、取引を行ってください。
- 6 複数の本規程適用契約がある保険契約者等が、本条に定める取引を行う場合（会社の定める場合を除きます。）、複数の本規程適用契約についての取引を同時に行うことができます。
- 7 前項の場合において、取引を行う保険契約の指定は会社所定の順序で行うものとします。
- 8 前項は、複数の本規程適用契約がある保険契約者等が取引を行う保険契約を選択しない場合に準用します。
- 9 保険契約者等が取引機により第1項に定めるいずれの取引も行わないまま10年を経過した場合には、会社の定める基準により取引機による取引を休止することがあります。
- 10 前項により取引機による取引が休止となった保険契約者等は、必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等会社の定める手続きにより、取引機による取引を再開することができます。

第15条（偽造カード等による取引等）

偽造および変造カードによる前条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、保険契約者等の故意による場合または当該取引について会社が善意かつ無過失であって保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、保険契約者等は、会社所定の書類を提出し、会社所定のカードおよびパスワードの管理状況、被害状況、警察への通知状況等について会社の調査に協力するものとします。

第16条（盗難カードによる取引等）

- 1 会社所定のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた第14条第1項第1号および第2号に定める取引（ただし、保険契約貸付元利金の返済を除きます。）については、つぎの各号のすべてに該当する場合、保険契約者等は会社に対して当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) 会社所定のカードの盗難に気づいてからただちに、第17条第1項に定める会社への通知が行われていること
 - (2) 会社の調査に対し、保険契約者等より十分な説明が行われていること
 - (3) 会社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2 前項の請求がなされた場合、当該取引が保険契約者等の故意による場合を除き、会社は、第17条第1項に定める会社への通知が行われた日の30日（ただし、会社に通知することができないやむを得ない事情があることを保険契約者等が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、保険契約者等に過失があることを会社が証明した場合には、会社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3 前2項の規定は、第17条第1項に定める会社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な取引が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当することを会社が証明した場合には、会社は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該取引が行われたことについて、会社が善意かつ無過失であり、かつ、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 保険契約者等に重大な過失があることを会社が証明した場合
 - ② 保険契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦（夫）等。）によって行われた場合
 - ③ 保険契約者等が、被害状況についての会社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して会社所定のカードが盗難にあった場合
- 5 保険契約者等が、当該取引にかかる損害（手数料や利息を含みます。）について、つぎの請求権の全部または一部の支払いを受けた場合、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額を第2項に定める補てんの金額から控除します。ただし、第2項ただし書の適用がある場合は、会社は、保険契約者等が支払いを受けた金額が、補てん対象額の4分の1を超えるときに限り、当該超える金額を第2項ただし書に定める補てんの金額から控除します。
 - (1) 当該取引が効力を有しない場合に、保険契約者等が会社に対して有する当該取引にかかる払戻請求権
 - (2) 当該取引が効力を有する場合に、保険契約者等が当該取引を行った者またはその他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権
- 6 保険契約者等が第2項に定める補てんを受けた場合、保険契約者等は、当該補てんを受けた金額の限度において、前項第1号の請求権にかかる支払の請求を行うことができません。
- 7 保険契約者等は、当該取引を行った者またはその他の第三者から第5項第2号の請求権の全部または一部の支払いを受けた場合は、会社に対し当該支払いを受けたことおよびその金額をすみやかに通知することとします。また、会社が第2項に定める補てんを行った場合、会社は、当該補てんを行った金額の限度において、保険契約者等の有する第5項第2号の請求権を取得します。

第17条（会社所定のカードの偽造、盗難、紛失、損傷、届出事項の変更等）

- 1 会社所定のカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、保険契約者等はただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知し、ただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。この通知を受けたときは、会社は、ただちに会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引の停止の措置を講じます。
この通知前に生じた会社のカード機能に関する損害については、第15条および前条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 会社所定のカードを損傷した場合またはパスワード、氏名、取引口座、振替口座、およびその他の届出事項を変更する場合には、保険契約者等はただちに必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出する等、会社が定める方法で手続きをするものとします。
- 3 前2項の提出があった場合には、会社は、必要と認めるときには、所定の手続きの後、保険契約者等に会社所定のカードを再貸与します。この場合、相当の期間をおくことがあります。会社所定のカードを再貸与する場合は、前2項の提出があったときから、従前の会社所定のカードは無効とし、会社に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前の会社所定のカードが見つかった場合に返却するものとします。）。
- 4 提携カード会社等への届出および提携カード会社等のカード機能に関する損害については、提携カード会社等が別に定める規定に従うものとします。
- 5 前項の届出があった場合には、会社および提携カード会社等は、必要と認めるときには、所定の手続きの後、保険契約者等にクレジット提携カードを再貸与します。クレジット提携カードを再貸与する場合は、前項の届出があったときから、従前のクレジット提携カードは無効とし、提携カード会社等に返却するものとします（盗難・紛失の場合は、従前のクレジット提携カードが見つかった場合に返却するものとします。）。

第18条（会社所定のカードの譲渡、質入等の禁止）

保険契約者等は、会社所定のカードを譲渡、貸与、質入または担保提供することはできません。

第19条（会社所定のカードの有効期限）

- 1 クレジット提携カードの有効期限は会社が指定するものとし、クレジット提携カード表面に記載された年月の末日までとします。
- 2 クレジット提携カードの有効期限が到来する場合で、会社および提携カード会社等が引き続き適当と認めるときには、新しいクレジット提携カードを貸与します。この場合には、引き続き本規程を適用し、以後も同様とします。
- 3 クレジット提携カード以外の会社所定のカードについて、会社は、その有効期限を特に指定することがあります。有効期限が到来した場合で、会社が引き続き適当と認めるときは、新しい会社所定のカードを貸与します。

第20条（会社の免責）

- 1 第13条第1項または第14条に定める会社所定のカードおよびパスワードによる方法により、会社が取引に使用された会社所定のカードが会社が保険契約者等に貸与したカードであること、および入力もしくは送信されたパスワードが登録されているパスワードと一致していることを確認のうえ、取引を行った場合には、会社所定のカードまたはパスワードにつき偽造、変造、不正取得、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。
- 2 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システムまたは通信回線等の障害により取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 3 第13条第1項および第14条に定める取引を行う場合で、災害・事変等会社の責めに帰すことのできない事由または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、取引に遅延・不能等が発生したときには、そのために生じた損害については、会社は責任を負いません。
- 4 第14条に定める取引を行う場合で、会社または会社が指定する他社のシステムについて相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、取引機の通信経路等において盗聴等がなされたことにより、保険契約者等のお客様IDおよびパスワード、取引情報等が漏洩したときには、そのために生じた損害については、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第21条（会社所定のカードの取扱の停止等）

- 1 第11条に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引および電話による取引を停止することがあります。
 - (1) 保険契約者等が会社所定の必要書類を提出のうえ、申し出たとき
 - (2) 保険契約者等が提携カード会社等との契約を解約したとき
 - (3) 提携カード会社等の定めるところにより、提携カード会社等がクレジット提携カード取扱を不適当と認めるとき
 - (4) 保険契約者等が会社所定のカードの改ざんまたは不正使用を行ったとき
 - (5) 会社所定のカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると会社が判断した場合
 - (6) その他本規程に違反した場合等、会社が本規程による取扱を不適当と認めるとき
- 2 第11条の規定によりお客様IDが消滅した場合または前項の規定により会社所定のカードの取扱、パソコンまたは携帯電話等による取引、専用端末による取引もしくは電話による取引を停止した場合、会社所定のカードは無効とし、会社（クレジット提携カードの場合は提携カード会社等）に返却するものとします。
ただし、クレジット提携カードについて、第11条（保険契約者等の死亡の場合を除きます。）または前項第1号、第4号、第5号、もしくは第6号に該当した場合で、提携カード会社等が、提携カード会社等の定める期限まで引き続きカード利用を認めるときには、提携カード会社等のカードとしては引き続き利用できます。
- 3 会社が、第11条または第1項の会社所定のカードの取扱を停止する前に、会社所定のカードにより取引がなされ、損害

が生じた場合には、第15条および第16条に定める場合を除き、会社は責任を負いません。

第22条（裏書の省略）

本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険金額の増額、特約の途中付加その他の契約内容の諸変更を行った場合には、保険証券への裏書を省略することがあります。

第23条（保険契約貸付についての細則）

- 1 本規程適用契約のうち、有配当終身保険契約等について、保険契約貸付制度がある保険契約の保険契約者が、普通保険約款または保険契約者に対する貸付に関する特則の規定により貸付を受けるときには、第7条の規定に加え、つぎのとおり取り扱います。ただし、予定利率変動型年金保険（無配当H14）、無配当変額年金保険（H13）、変額年金保険（無配当H14）、最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）については、普通保険約款に定めるところにより取り扱います。
 - （1）貸付金の元利金は保険契約が有効に継続している間（年金保険の場合は年金開始日前の、保険契約が有効に継続している間）いつでも、全額または一部を返済することができます。
 - （2）保険契約貸付および普通保険約款に定める保険料の自動振替貸付の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえた場合、会社は積立配当金を貸付金の元利金返済にあてることがあります。
 - （3）貸付金増額の場合、増額部分は既貸付元利金と合算して新しい貸付として取り扱います。
 - （4）利息は、毎年の貸付当日に元金に繰り入れます。
- 2 保険契約者等は、前項第1号の規定により、貸付金の元利金の一部を返済するときには、銀行口座振替により貸付金の元利金を返済する方法を選択することができます。この場合、保険契約貸付自動返済特約条項の規定するところによりま
- 3 第11条の規定によりお客様IDが消滅する場合で、保険契約貸付の残高があるときには、貸付金の全額が返済されるまで、引き続き第1項の規定が適用されます。

第5編 付則

第24条（無断転載等の禁止）

本規程にもとづくサービスにおいて会社が提供する一切の情報については、無断で複製、引用、転載または転送等を行うことを禁止します。

第25条（準拠法）

本規程は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。

第26条（規程の変更、廃止、補充）

- 1 会社は、次のいずれかに該当する場合、保険契約者等の事前の承諾なしに、本利用規程を変更または廃止することができるものとします。

この場合、変更日以降は変更後の規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

 - （1）保険契約者等の利益に適合するとき
 - （2）会社が合理的根拠（本サービスの趣旨や経済情勢等による事業環境の変化等）に基づき必要と判断したとき
- 2 前項の場合、変更（廃止）日まで相当な期間を設けて（前項第1号による変更は除く）、会社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を会社のインターネットホームページ等で通知します。
- 3 保険契約者等がクレジット提携カードを提携カード会社等のカードとして利用する場合には、提携カード会社等が別に定めるカード規定を適用します。

第27条（仮パスワードの有効期限）

つぎの各号に定める仮パスワードは、所定の期日経過後に無効となります。

- （1）2013年11月30日以前に発行された仮パスワード
- （2）つぎの保険契約をとりまとめて発行されたお客様IDについて発行された仮パスワード
 - ①無配当変額年金保険（H13）
 - ②変額年金保険（無配当H14）
 - ③最低死亡保障増加型変額年金保険（無配当H14）
 - ④予定利率変動型年金保険（無配当H14）
 - ⑤積立利率変動型年金保険（無配当H16）（I型）
 - ⑥積立利率変動型年金保険（無配当H16）（II型）
 - ⑦積立利率変動型一時払終身保険（無配当H17）（円建）
 - ⑧積立利率変動型一時払終身保険（無配当H17）（米ドル建）
 - ⑨積立利率変動型年金保険（無配当H18）（I型）
 - ⑩積立利率変動型年金保険（無配当H18）（II型）
 - ⑪年金原資保証機能付株価指数連動型年金保険（無配当H20）
 - ⑫予定利率変動型一時払通増終身保険（無配当H22）

第28条（経過措置）

- 1 「ニッセイカード規定」（1998年3月30日改定）によりニッセイカードを貸与されている保険契約者等については、2010年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。
- 2 前項の場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイカード」に読み替えます。
- 3 2010年4月1日以前にニッセイ保険口座を開設していた保険契約者等については、2010年4月2日より「お客様ID規程」を適用します。この場合、本規程の「会社所定のカード」は、「ニッセイ保険口座カード」に読み替えます。

- 4 2010年4月1日以前に締結された保険契約のうち、ニッセイ保険口座の開設により、会社の定める保険料割引制度が適用されている契約については、2010年4月2日以降も、会社の定める方法により、保険料の割引を継続することがあります。
- 5 第4条第1項第3号に定める取引は、会社の定める日以降利用することができます。
- 6 2018年9月23日以降、つぎの各号に定める条項は、効力を失います。ただし、2018年9月22日以前に、第14条第1項第1号および第2号に定める取引が行われた場合、2018年9月23日以降も、第15条および第16条の条項は失効せず、当該取引について、第15条および第16条の条項を適用します。
 - (1) 第13条から第21条
 - (2) 第26条第3項
- 7 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項は、効力を失います。ただし、2020年9月19日以前に、第5条第1項に定める取引が行われた場合、2020年9月20日以降も、第12条第1項・第2項・第3項・第9項の条項は失効せず、当該取引について、第12条第1項・第2項・第3項・第9項の条項を適用します。
 - (1) 第1条第6項第4号
 - (2) 第5条
 - (3) 第12条第9項
- 8 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項の「第5条」の文言は、「第4条」に改めます。ただし、2020年9月19日以前に、第5条第1項に定める取引が行われた場合、2020年9月20日以降も、当該取引について、本項本文により改める前の第2条第3項および第12条第1項・第2項・第3項を適用します。
 - (1) 第2条第3項
 - (2) 第9条
 - (3) 第12条第1項・第2項・第3項
 - (4) 第14条第5項
- 9 2020年9月20日以降、つぎの各号に定める条項の「または第5条」の文言は、削除します。
 - (1) 第3条第8項
 - (2) 第4条第3項
- 10 2022年4月2日以降、第23条第2項は、効力を失います。ただし、2022年4月1日以前に、第23条第2項に定める取引が行われた場合、2022年4月2日以降も、第23条第2項は失効せず、当該取引について、第23条第2項を適用します。

第29条（各種書面等におけるお客様ID、パスワード、仮パスワードの呼称）

各種書面等において「お客様ID」、「パスワード」、「仮パスワード」の名称をそれぞれ、「お客様番号（お客様ID）」、「暗証番号（パスワード）」、「初期暗証番号（仮パスワード）」と呼称することがあります。